



平成 23 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 T L ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 浩二
(J A S D A Q ・ コード 3777)
問合せ先 取締役経営企画管理本部長
中澤 秀俊
電話 03-5809-1850

大阪証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成23年5月13日付で提出いたしました「改善報告書」について、「JASDAQにおける有価証券上場規程」第37条第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を、本日、添付のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添資料：「改善状況報告書」

以 上

平成 23 年 11 月 28 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 米田 道生 殿



会 社 名 : TL ホテル・インパクト 株式会社

代表者の

役職氏名 : 代表取締役社長

(JASDAQ コード 3777)



改善状況報告書

当社は、平成 23 年 5 月 13 日付に提出いたしました「改善報告書」について、JASDAQ における有価証券上場規程第 37 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」をここに提出いたします。

内容

1. 改善報告書提出の経緯

- ① 平成 22 年 3 月 1 日付「第三者割当により発行される新株式の募集並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にて適時開示いたしました内容に関して一部修正するに至る経緯
- ② 平成 22 年 9 月 8 日付「第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））並びに第 12 回新株予約権発行に関するお知らせ」にて適時開示いたしました内容に関して一部修正するに至る経緯
- ③ 平成 22 年 6 月 15 日付「簡易株式交換による Qiu jia Media Japan 株式会社の完全子会社化並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にて適時開示いたしました内容に関して一部修正するに至る経緯
- ④ 平成 23 年 3 月末日までに開示すべき「支配株主等に関する事項について」の開示が、平成 23 年 4 月 19 日まで遅延するに至る経緯

2. 本件事案に至った原因分析

- ① 取締役相互間のチェック機能の低下及び取締役会の形骸化
- ② ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の未整備
- ③ M&A 等の資本政策関連業務に対する経営判断基準の未整備
- ④ 適時開示体制の脆弱性

3. 改善措置

- ① 取締役相互間のチェック機能の低下及び取締役会の形骸化に対する再発防止策
- ② ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の未整備に対する再発防止策
- ③ M&A 等の資本政策関連業務に対する経営判断基準の未整備に対する再発防止策
- ④ 適時開示体制の脆弱性に対する再発防止策

4. 改善・再発防止策の実施・運用状況

- ① 取締役相互間のチェック機能の強化及び取締役会の活性化
- ② ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の整備
- ③ M&A 等の資本政策関連業務に対する経営判断基準の整備
- ④ 適時開示体制の改善・強化

5. 今後の当社の取り組み

1. 改善報告書提出の経緯

- ① 平成 22 年 3 月 1 日付「第三者割当により発行される新株式の募集並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にて適時開示いたしました内容に関して一部修正するに至る経緯

当社は、平成 22 年 3 月 1 日付「第三者割当により発行される新株式の募集並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、平成 22 年 3 月 17 日付けにて株式会社百販ジャパン（以下、「百販ジャパン」という。）を割当先とした新株式の発行を行いましたが、平成 23 年 3 月 14 日付「社外調査委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、百販ジャパンが上海毎日通販商業有限公司（以下、「毎日通販」という。）と資本関係がなく、上海百連集團有限公司グループ（以下、「上海百連グループ」という。）に属さないことが判明しましたので、平成 23 年 4 月 19 日、本件に関する適時開示の修正を行いました。

- ② 平成 22 年 9 月 8 日付「第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））並びに第 12 回新株予約権発行に関するお知らせ」にて適時開示いたしました内容に関して一部修正するに至る経緯

当社は、平成 22 年 9 月 8 日付「第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））並びに第 12 回新株予約権発行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、平成 22 年 9 月 24 日付けにて毎日通販投資有限公司を割当先とした新株式及び新株予約権の発行を行いましたが、平成 23 年 3 月 14 日付「社外調査委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、毎日通販投資が毎日通販と資本関係がなく、上海百連グループに属さないことが判明しましたので、平成 23 年 4 月 19 日、本件に関する適時開示の修正を行いました。

- ③ 平成 22 年 6 月 15 日付「簡易株式交換による Qiu jia Media Japan 株式会社の完全子会社化並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にて適時開示いたしました内容に関して一部修正するに至る経緯

当社は、平成 22 年 6 月 15 日付「簡易株式交換による Qiu jia Media Japan 株式会社の完全子会社化並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、平成 22 年 6 月 15 日付けにて、当社は Qiu jia Media Japan 株式会社（以下、「QJ Japan」という。）との間で株式交換契約を締結しました（ただし、平成 22 年 6 月 28 日付けにて本株式交換契約を合意解除）。平成 23 年 3 月 14 日付「社外調査委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、QJ Japan、上海総連信息科技有限公司（以下、「上海総連」という。）及び上海秋佳文化传播有限公司（以下、「QJ 社」という。）の資本関係が登記上ないことが判明しましたので、平成 23 年 4 月 19 日、本件に関する適時開示の修正を行いました。

- ④ 平成 23 年 3 月末日までに開示すべき「支配株主等に関する事項について」の開示が、平成 23 年 4 月 19 日まで遅延するに至る経緯

当社は、平成 23 年 4 月 19 日付「支配株主等に関する事項について」を開示したましたが、本来決算期末日より 3 カ月以内、すなわち平成 23 年 3 月末日までに開示する必要がありましたが、御社より当社の担当者へ本件に関しての連絡があるまで失念しており、本件開示を遅延して開示しました。

上記①乃至④の修正、遅延が発生したことにより、当社の適時開示体制において改善の必要性が高いと認められたため、平成 23 年 5 月 13 日付けにて、「改善報告書」を提出いたしました。

2. 本件事案に至った原因分析

当社は、本ファイナンス及び本株式交換に係わる意思決定や業務等のプロセスに対して、当社において必要十分な整備と、より慎重な運用が行われていれば、本修正の発生を未然に防止するための十分な対応が可能であったと考えております。また、本遅延に関しましても、適時開示に関する業務等のプロセスが十分に整備され、より慎重な運用が行われていれば、本修正の発生を未然に防止するための十分な対応が可能であったと考えております。本修正及び本遅延に関する内的要因として、当社社内管理体制の不備に存在について、下記のとおりに認識しております。

① 取締役相互間のチェック機能の低下及び取締役会の形骸化

当社において、ファイナンス関連業務やM&A等の資本政策関連業務が経営企画管理本部を管掌する取締役に集中していた中、取締役会でのファイナンス関連業務及びM&A等の資本政策関連業務事項に関するチェック機能の低下やそれらを議論する会議体の形骸化が、本修正の発生原因の一つであると考えております。

この結果、割当先や買収相手先からの話を過度に信用して、客観的な証拠・資料に基づいた議論が十分になされなかった結果、割当先の株主構成や買収相手先の資本構成について事実と違う開示を行いました。

② ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の未整備

当社は、平成22年3月1日及び平成22年9月8日において、それぞれ百販ジャパン、毎日通販投資を割当先としたファイナンスの決議に際して、割当先の株主構成に関する登記状況の調査及び確認等ができるなどを知らずに、紹介者や割当先等の説明を信用し、これらの調査及び確認等を行わずに当社取締役会にて決議しました。当社において、第三者割当における割当先の選定等のファイナンス関連業務に係わる明確な経営判断基準が未整備であったことが、本修正の発生原因の一つであると考えております。

この結果、当社が、当時、ファイナンスに関して緊急を要し、割当候補先が百販ジャパン以外になかった状況下、紹介者や割当先による割当先の属性や株主構成等の説明や調査機関の調査に対して過度な信用を持ったことにより十分な確認・調査を行わずファイナンス手続きを進めた結果、割当先の株主構成について事実と違う開示を行いました。

③ M&A等の資本政策関連業務に対する経営判断基準の未整備

当社は、平成22年6月15日において、QJ Japanとの株式交換の決議に際して、QJ Japan及び上海継連並びにQJ社の資本関係に関しては契約書上では確認いたしましたが、登記状況の調査及び確認等ができるなどを知らずに、契約相手先等の説明を信用し、これらの調査及び確認等を行わずに当社取締役会にて決議しました。当社において、M&A等の資本政策に係わる買収相手先の選定等の資本政策関連業務に係わる明確な経営判断基準が未整備であったことが、本修正の発生原因の一つであると考えております。

この結果、当社が、新たな収益の源泉を求めて、中国への注力度を高めて中国事業の展開を積極的に進める中、紹介者や買収相手先からの買収相手先の資本構成等の説明に対して過度な信用を持ったことにより十分な確認・調査を行わずM&A等の資本政策業務を進めた結果、買収相手先の資本構成について、契約書上において確認はされたものの、登記上の確認が取れていない情報の開示を行いました。

④ 適時開示体制の脆弱性

当社において、取締役各人の適時開示に関する知識不足、適時開示規定未制定、不明確な適時開示業務プロセス、ヒューマンリソース不足等により、属人的な知識や経験に基づく客観性を欠いた開示業務の推進になっており、この様な当社の適時開示における脆弱性が本修正及び本遅延の発生原因の一つであると考えております。

3. 改善措置

「2. 本件事案に至った原因分析」に記載したしました要因を踏まえて、当社といたしましては、同様な問題の再発防止を図るため、「改善報告書」提出時点において講じた改善措置策は以下の通りです。

① 取締役相互間のチェック機能の低下及び取締役会の形骸化に対する再発防止策

今後、ファイナンス関連業務やM&A等の資本政策関連業務が経営企画管理本部を管掌する取締役に集中することを避け、ファイナンスやM&A等の案件については、常に2人以上の取締役が共同で担当する様にいたします。具体的には、経営企画管理本部を管掌する取締役を正担当とし、その他の常勤取締役の内1名が副担当としてあたります。

また、整備されたファイナンス関連業務やM&A等の資本政策関連業務の経営判断基準に基づき、経営判断基準チェックシートを作成し、案件概要、経営判断基準チェックシート、経営判断基準チェックシートの根拠となる客観的資料等一式を基礎に議論するルールとし、全てが揃わない場合は、取締役会での決議事項としない運営ルールとします。

経営判断基準チェックシートの具体的な項目としては、

- (ア) 割当先や買収相手先の選定基準を満たしているか？
- (イ) 割当先や買収相手先より、当社が要求する資料等の提供を受けたか？不備はないか？
- (ウ) 割当先は当社の経営に介入する意図を持っていないか？
- (エ) 割当先や買収相手先及び全常勤取締役との面談は終了したか？
- (オ) 全常勤取締役との面談後、懸念点等は存在しないか？
- (カ) 第三者調査機関より、割当先や買収相手先の属性等に関する調査報告書の提供を受けたか？
- (キ) リスク管理は適切に行われているか？
- (ク) 契約書は、顧問弁護士によりチェックを受けたか？
- (ケ) 株式等財産の評価は、第三者機関により算定されたか？
- (コ) 買収の場合、買収相手先の中長期事業計画を取得しているか？
- (サ) 株式交換やM&A等の場合、株式割当先は反社会的勢力と一切関係がないか？
- (シ) 株式交換やM&A等の場合、株式割当先の保有方針は中長期保有か？
- (ス) 不適当合併等に認定されないか？

を主要なチェック項目とします。

本再発防止策につきましては、平成23年5月13日付にて経営判断基準チェックシートを作成しましたので、次回のファイナンスやM&A等の資本政策の実施より、適用してまいります。

② ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の未整備に対する再発防止策

今後、当社が実施する第三者割当増資の割当先の選定において、割当先に対して当社の割当先選定基準を明確化すると同時に、割当先の投資意図・投資方針を確実に把握することで、全てのステークホルダーに意義のある当社企業価値の向上に結び付く割当先の選定を行うことを目的として、割当先の選定に係わる経営判断基準の整備として、平成23年5月13日付けにて、割当先選定基準チェックシートを作成し運用を開始いたしました。

割当先選定基準チェックシートの具体的な項目として、

- (ア) 当社の経営方針・経営計画に対する明確かつ十分な理解をいただけたか？
- (イ) 当社経営の継続性が確保されるか？
- (ウ) 割当先の投資意図・投資方針が当社経営方針等に沿っているか？
- (エ) 高い遵法意識を有しているか？
- (オ) 当社と直接の緊密な連絡体制を構築いただけたか？
- (カ) 払込に必要十分な資金を有していることが確認できたか？

- (キ) 反社会的勢力との一切の関わりがないか？
- (ク) 割当先の株主構成及びグループ会社構成等の法的根拠資料をいただけたか？
- (ケ) 割当先は、割当日より2年間の間に、株式譲渡した場合、その旨を遅延なく報告することを確約しているか？
- (コ) 割当先は、当社株式の保有方針に関して、中期以上の保有方針である旨を確約しているか？
- (サ) 割当先の経営陣と当社の全常勤取締役との面談は終了したか？
- (シ) 割当先は、資金の出所を証明する書類の必要性を十分理解して積極的に提供してくれたか？
- (ス) 割当先の選定にあたり、反社会性に関する調査を行い、疑義がないことを確認したか？
- (セ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、その報酬等は妥当か？
- (ソ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、当該フィナンシャル・アドバイザーや紹介者と割当先との関係は理解しているか？

を主要チェック項目とし、更にファイナンスの協議段階においては、当社常勤取締役と面談を行い、割当先が選定基準に沿うこと、及び割当先が当社企業価値向上に結びつくことを的確に判断するための経営判断基準を整備してまいります。また、割当先が保有方針に反した取引を行うことがない様、割当先の選定に際しては今まで以上に慎重な議論を行ってまいります。なお、割当先が、選定基準を満たさない事項が発生した場合、当該割当先との交渉は即座に打ち切るようとする方針であります。

本再発防止策につきましては、次回のファイナンスの実施より、適用してまいります。

③ M&A 等の資本政策関連業務に対する経営判断基準の未整備に対する再発防止策

今後、当社がM&A等の資本政策を実施する際の、買収相手先の選定において、買収相手先に対して当社が確認及び留意すべき事項を明確化すると同時に、買収事業や提携事業が如何に当社企業価値向上に貢献するかを把握することで、全てのステークホルダーに意義のある当社企業価値の向上に結び付く買収相手先の選定を行うことを目的として、買収相手先の選定に係わる経営判断基準の整備として、平成23年5月13日付けにて、買収相手先選定基準チェックシートを作成し運用を開始いたしました。

買収相手先選定基準チェックシートの具体的項目として、

- (ア) 当社の事業計画に沿っているか？
- (イ) 当社の経営ビジョン、経営目標、経営戦略等を明確かつ十分に理解いただけたか？
- (ウ) 当社より過半数以上の取締役を受け入れることに同意していただけたか？
- (エ) 高い違法意識を有しているか？
- (オ) 当社と直接の緊密な連絡体制を構築いただけたか？
- (カ) 当社に対しての十分で確実な投資リターン（収益やシナジー効果）の可能性を有しているか？
- (キ) 反社会的勢力との一切の関わりがないか？
- (ク) 買収相手先の株主構成及びグループ会社構成等の法的根拠資料をいただけたか？
- (ケ) 売主は、買収相手先の財務諸表の適正性、遵法性、債務保証等がないこと等を表明保証しているか？
- (コ) 買収相手先のキーパーソンは、買収後も維持できるか？
- (サ) 買収相手先の強みや特徴は、買収後も維持できるか？
- (シ) 買収相手先の経営陣と当社の全常勤取締役との面談は終了したか？
- (ス) 買収相手先の選定にあたり、反社会性に関する調査を行い、疑義がないことを確認したか？
- (セ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、その報酬等は妥当か？
- (ソ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、当該フィナンシャル・アドバイザーや紹介者と買収相手先との関係は理解しているか？

を主要チェック項目とし、更に買収に関する協議段階においては、当社常勤取締役と面談を行い、買収相手先が選定基準に沿うこと、及び買収事業や提携事業が当社企業価値向上に結びつくことを的確に判断するための経営

判断基準を整備してまいります。なお、買収相手先が、選定基準を満たさない事項が発生した場合、当該買収相手先との交渉は即座に打ち切るようする方針であります。

本再発防止策につきましては、次回のM&A等の資本政策の実施より、適用してまいります。

④ 適時開示体制の脆弱性に対する再発防止策

当社は、適時開示体制の改善・強化を行うため、以下の施策を実施してまいります。

(ア) 適時開示に対する当社役職員の意識向上

IRを管掌する取締役やIR担当者だけではなく、当社役職員全体に法定開示制度及び適時開示制度に関する意識・理解・知識を高めることを目的に、社内研修会・勉強会を実施してまいります。具体的には、本年5月以降、原則月1回のペースで、IRを管掌する取締役を責任者として、法定開示、適時開示及び内部統制等を中心としたテーマの社内研修会・勉強会を実施してまいります。なお、社内研修会・勉強会は以下のとおり開催を予定しております。

開催予定日	参加予定者	講師	内容
平成23年5月27日	常勤取締役、常勤監査役、従業員	IR担当者	当社の適時開示体制、適時開示規程、適時開示業務フロー等を理解する。
平成23年6月15日	常勤取締役、常勤監査役、従業員	情報取扱責任者及びIR担当者	「会社情報適時開示等に関する手引き」及び「タイムリー・ディスクロージャーの実務」を用いて、適時開示制度の基礎知識を理解する。
平成23年7月15日	常勤取締役、常勤監査役、従業員	情報取扱責任者及びIR担当者	「会社情報適時開示等に関する手引き」及び「タイムリー・ディスクロージャーの実務」を用いて、適時開示制度の基礎知識を理解する。
平成23年8月12日	常勤取締役、常勤監査役、従業員	情報取扱責任者及びIR担当者	「金融商品取引法におけるディスクロージャー制度」を用いて、法定開示制度の基礎知識を理解する。
平成23年9月15日	常勤取締役、常勤監査役、従業員	情報取扱責任者及びIR担当者	「金融商品取引法におけるディスクロージャー制度」を用いて、法定開示制度の基礎知識を理解する。
平成23年10月15日	常勤取締役、常勤監査役、従業員	経営企画管理本部長	当社のコーポレートガバナンス体制について再認識する。
平成23年11月15日	常勤取締役、常勤監査役、従業員	経営企画管理本部長	当社の内部統制体制について再認識する。

(イ) 適時開示体制の強化

i) 適時開示の方針、方法、社内体制

適時開示の方針としましては、当社のステークホルダーが、当社を正しく理解でき、かつ適切に評価できる様、タイムリーに経営情報及び財務情報等を提供してまいります。また、適時開示の方法につきましては、TDNETでの適時開示後、速やかに当社ホームページへの掲載を行ってまいります。社内体制といたしましては、a) 平成23年5月6日開催の当社取締役会において、経営企画管理本部を管掌する取締役を情報取扱責任者として任命し、「適時開示に対する役職員の意識向上」、「適時開示体制の改善・強化」、「適時開示規程の管理」、「適時開示関連文書の管理」及び「適時開示規則等変更時の社内周知の徹底」等に対して責任を持ちます。b) 情報取扱責任者の直属としてIR担当者1名(※1)

を配属し、情報取扱責任者及びIR担当者にて、適時開示業務にあたります。適時開示の内容につきましては、適宜、監査法人や弁護士等へ相談等行います。c) 情報取扱責任者は、各部門の部門長及び子会社に対して、適時開示基準等について明示し、規則等変更時には必要に応じて当該変更内容を周知徹底させていきます。

※1 当面は、情報取扱責任者の直属としてIR担当者1名を配属する予定です。この間、人的リソースに起因する適時開示体制におけるリスクヘッジとして、情報取扱責任者以外の常勤取締役は情報取扱責任者及びIR担当者をサポートし、かつ情報開示体制を共同で監督していきます。将来的には、IR担当者の2名体制にし、ヒューマンリソース不足を解消し、適時開示体制の更なる強化を図ります。

ii) 適時開示体制

(決定事実)

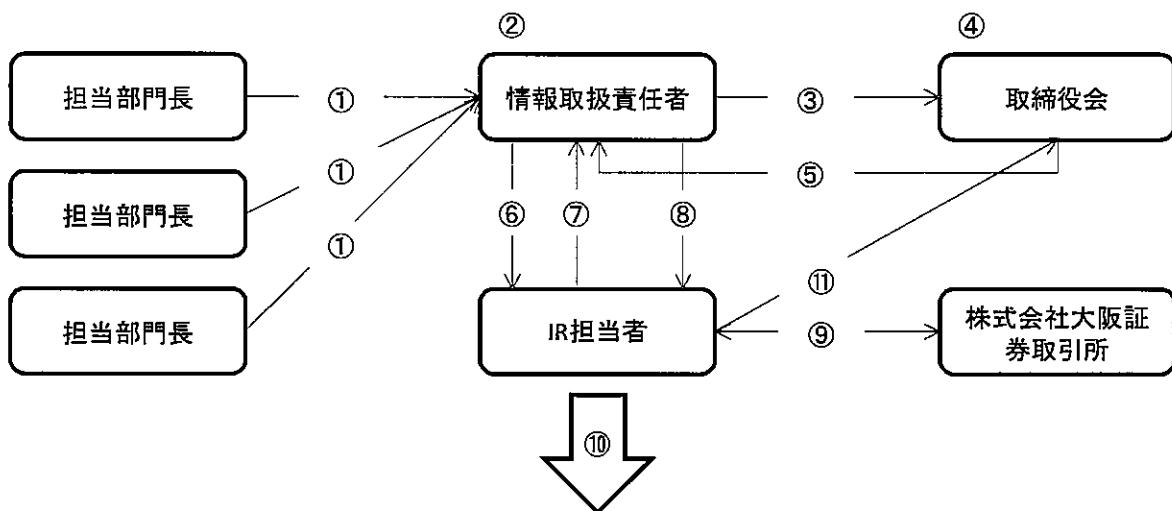
担当部門長より、適時開示報告書にて情報取扱責任者が取締役会への議案をとりまとめる。



IR担当者及び情報取扱責任者は、適時開示の要否及びコンプライアンス上のリスクチェックを行う。



取締役会での決議後、IR担当者が適時開示文案を作成し、情報取扱責任者の承認後、また、株式会社大阪証券取引所の承認後、適時開示を行う。(これらのフローは適時開示チェックシートにより管理。)



- ①担当部門長より取締役会への議案をとりまとめる。
- ②IR担当者と、適時開示の要否及びコンプライアンス上のリスクチェックを行う。
- ③取締役会へ付議する。
- ④取締役会にて決議する。
- ⑤情報取扱責任者へ適時開示の指示を行う。
- ⑥IR担当者へ適時開示文書作成依頼を行う。
- ⑦適時開示文書に関して承認を求める。
- ⑧適時開示文書に関して承認する。
- ⑨株式会社大阪証券取引所へ相談し、承認をとる。
- ⑩TDNETにて適時開示を行い、その後速やかに当社ホームページ上にて開示を行う。
- ⑪適時開示終了後、取締役会へ報告する。

(発生事実)

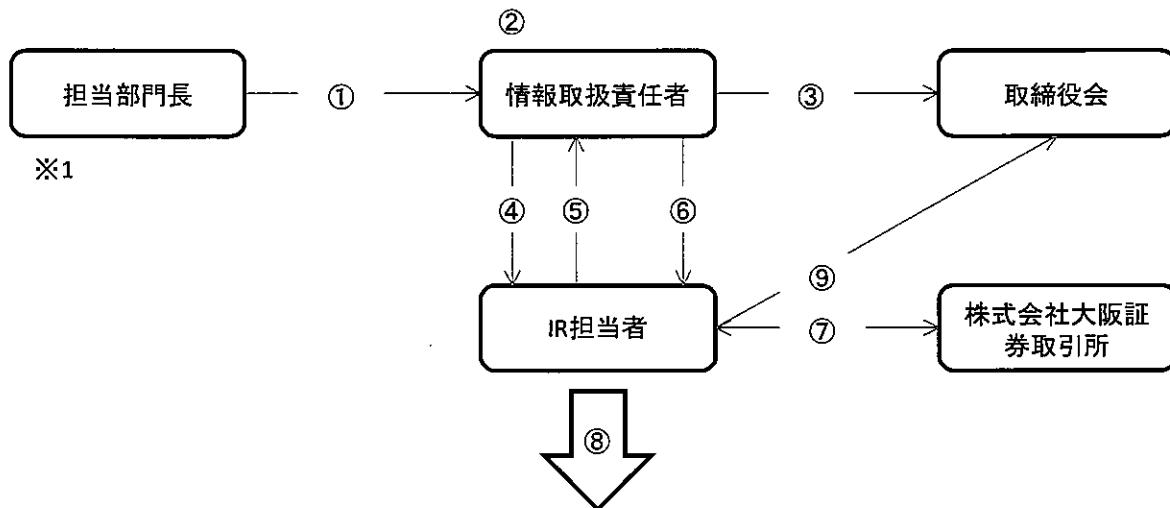
重要事実が発生した場合、担当部門長は、適時開示報告書にて直ちに情報取扱責任者へ報告する。



IR 担当者及び情報取扱責任者は、適時開示の要否及びコンプライアンス上のリスクチェックを行う。

↓

適時開示が必要な場合、当該開示事項を取締役会へ報告し、IR 担当者が適時開示文案を作成し、情報取扱責任者の承認後、また、株式会社大阪証券取引所の承認後、適時開示を行う。(これらのフローは適時開示チェックシートにより管理。)



①重要事実が発生した場合、担当部門長は、直ちに情報取扱責任者へ報告する。

※1 担当部署以外であっても、重要事実の発生に気が付いた場合、同様に直ちに情報取扱責任者へ報告する。

②IR担当者と、適時開示の要否及びコンプライアンス上のリスクチェックを行う。

③適時開示が必要な場合、取締役会へ報告する。

④IR担当者へ適時開示文案作成依頼を行う。

⑤適時開示文案に関して承認を求める。

⑥適時開示文案に関して承認する。

⑦株式会社大阪証券取引所へ相談し、承認をとる。

⑧TDNETにて適時開示を行い、その後速やかに当社ホームページ上にて開示を行う。

⑨適時開示終了後、取締役会へ報告する。

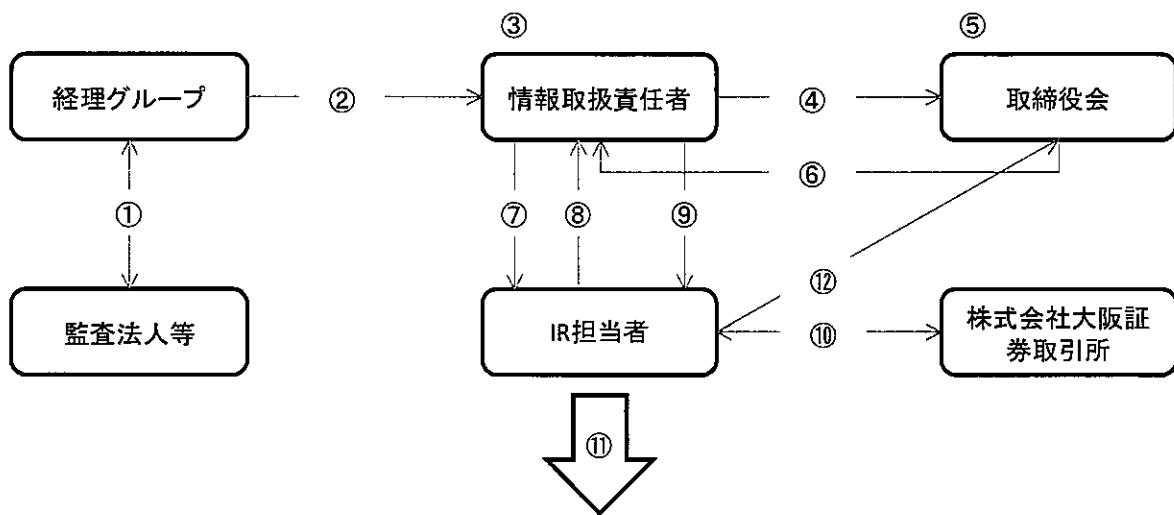
(決算関係)

経理グループ（※2）が、監査法人等による確認後、適時開示報告書にて情報取扱責任者へ報告し、情報取扱責任者が記載内容の正確性を確認の上、取締役会へ報告する。

↓

取締役会での承認後、IR 担当者が適時開示文案を作成し、情報取扱責任者の承認後、また、株式会社大阪証券取引所の承認後、適時開示を行う。(これらのフローは適時開示チェックシートにより管理。)

※2 当社は、平成 23 年第 1 四半期の決算より、リソースの最適化及び業務品質の向上を目的に、経理、決算、決算開示書類作成業務をアウトソースしております。



- ①経理グループは、決算書類等につき、監査法人等に最終確認する。
- ②経理グループは、情報取扱責任者へ決算書類等につき報告する。
- ③情報取扱責任者は、再度決算書類等につき記載内容の正確性を確認する。
- ④取締役会へ報告する。
- ⑤取締役会にて決議する。
- ⑥情報取扱責任者へ適時開示の指示を行う。
- ⑦IR担当者へ適時開示文案作成依頼を行う。
- ⑧適時開示文案に関して承認を求める。
- ⑨適時開示文案に関して承認する。
- ⑩株式会社大阪証券取引所へ相談し、承認をとる。
- ⑪TDNETにて適時開示を行い、その後速やかに当社ホームページ上にて開示を行う。
- ⑫適時開示終了後、取締役会へ報告する。

なお、当該適時開示体制は、平成 23 年 5 月 13 日より開始しております。

(ウ) 適時開示業務の標準化

当社は、適時開示業務の標準化に取り組んでまいります。属人的な知識や経験に基づく客観性を欠いた適時開示業務ではなく、規定、業務フロー等を作成し、適時開示業務の経験や知識を蓄積し、誰が担当しても均一的な業務が遂行できる様、平成 23 年 5 月 13 日開催の当社取締役会において、「適時開示規定」を制定し、(イ) の ii) に記載いたしました「適時開示体制」にて説明いたしました適時開示業務フローを、平成 23 年 5 月 13 日までに文書化し、適時開示業務の改善に取り組んでまいります。

適時開示規定及び適時開示業務フローに基づき、平成 23 年 5 月 13 日までに、「情報開示報告書」及び「情報開示チェックシート」を作成し、活用を開始し、開示資料の作成プロセスとその承認プロセスごとのチェックが可能になり、適時開示の品質向上の努めてまいります。

また、適時開示業務の効率化を図るため、平成 23 年 5 月 13 日までに「適時開示事項一覧」を作成し、開示資料や提出資料の遅延が起きない様、情報取扱責任者がチェックしております。

4. 改善措置の実施・運用状況

当社では、上記の改善措置について、以下の通り実施するとともに、運用を開始しております。

- ① 取締役相互間のチェック機能の強化及び取締役会の活性化

当社は、ファイナンス関連業務やM&A等の資本政策関連業務が経営企画管理本部を管掌する取締役に集中することを避け、ファイナンスやM&A等の案件については、経営企画管理本部を管掌する取締役を正担当とし、その他の常勤取締役の内1名が副担当としてあたる体制とし、取締役相互間のチェック機能及び相互監視機能の強化を図るべく、平成23年6月24日実施のファイナンスより運用を開始しております。

また、当社は、平成23年5月13日付けにて、経営判断基準を以下の通り整備し、平成23年6月24日実施のファイナンスより運用を開始しております。先般の事態を教訓として、ファイナンスやM&A等の案件を決議する取締役会においては、経営判断基準の各項目の根柢となる資料等をベースに議論することを徹底することを継続し、取締役の更なる活性化を図ってまいります。

<経営判断基準>

●平成23年6月24日実施分（当該増資において、買収は該当なし）

（ア） 割当先や買収相手先の選定基準を満たしているか？

確認事項：割当先選定基準を全て満たしているか否かの確認を実施し、基準を全て満たすまでは、取締役会の議案としない姿勢で実施しました。

実施結果：選定基準を制定し運用することで、取締役相互間のチェック機能の強化及び取締役会の活性化が図れたと考えます。

（イ） 割当先より、当社が要求する資料等の提供を受けたか？不備はないか？

確認事項：割当先から提供を受けるべき書類（確認書、誓約書、資産状況を示す資料等）を提供頂ける様、割当先に説明し、各種必要書類（後述の割当先選定基準、平成23年12月28日実施予定分の（オ）及び（カ）の記載内容を参照）を受領しました。

実施結果：提出資料に不備はなく、割当先の属性をより客観的に理解することが可能になったと考えます。

（ウ） 割当先は当社の経営に介入する意図を持っていないか？

確認事項：割当先より、当社への投資方針に関する確認書を受領し、山田は当社取締役として継続して経営に参画する旨を確認し、田中氏は経営に介入する意図がないことを確認しました。

実施結果：割当先の当社の経営の継続性に対する担保を確認することできましたと考えます。当該事項を確認することは、割当先が当社の経営方針や経営計画を十分に理解した証拠であると考えております。

（エ） 割当先や買収相手先及び全常勤取締役との面談は終了したか？

確認事項：割当先との交渉過程において、当社の全常勤取締役3名との面談を必須とし、当社常勤取締役が、割当先として相応か否かを各取締役が取締役会に対して口頭で報告する体制としました。

実施結果：複数の目で多方向から割当先をチェックすることにより、相応でない相手を選択するリスクを最小限にしたと考えます。

（オ） 全常勤取締役との面談後、懸念点等は存在しないか？

確認事項：上記の当社常勤取締役3名との面談後、報告を口頭又は書面にてもらい、懸念等ない旨を確認しました。

実施結果：複数の目で多方向から割当先をチェックすることにより、相応でない相手を選択するリスクを最小限にしたと考えます。

（カ） 第三者調査機関より、割当先や買収相手先の属性等に関する調査報告書の提供を受けたか？

確認事項：第三者調査機関である株式会社企業情報センターの調査報告書によりチェックを行いました。調査結果により、反社会歴及び犯罪歴はない旨を確認しました。

実施結果：第三者調査機関による調査報告書の確認により、反社会的勢力等に該当する個人・法人を選択しうるリスクを最小限にしたと考えます。

(キ) リスク管理は適切に行われているか？

確認事項：失権リスクや増資実施までの資金リスクをヘッジする施策（具体的には、資産状況を確認する方法、資金ニーズが高まった時に備えて、別途山田からの支援表明をとるなど）を行いました。

実施結果：リスクが顕在化する場合、取るべき施策やその優先順位を予め準備することにより、より戦略的な経営が可能になりました。平成 23 年 6 月 24 日実施のファイナンスにおいては、更なるファイナンスを実施するための臨時株主総会を開催するまでに発生する可能性のあった資金リスクに対して、山田より支援表明の約束をいただき、より戦略的な経営体制を構築いたしました。

(ケ) 契約書は、顧問弁護士によりチェックを受けたか？

確認事項：平成 23 年 6 月 24 日実施のファイナンスにおいて、当該事項が必要なケースは発生しませんでした。

(ケ) 株式等財産の評価は、第三者機関により算定されたか？

確認事項：平成 23 年 6 月 24 日実施のファイナンスにおいて、当該事項が必要なケースは発生しませんでした。

(コ) 買収の場合、買収相手先の中長期事業計画を取得しているか？

確認事項：平成 23 年 6 月 24 日実施のファイナンスにおいて、当該事項が必要なケースは発生しませんでした。

(サ) 株式交換や M&A 等の場合、株式割当先は反社会的勢力と一切関係がないか？

確認事項：平成 23 年 6 月 24 日実施のファイナンスにおいて、当該事項が必要なケースは発生しませんでした。

(シ) 株式交換や M&A 等の場合、株式割当先の保有方針は中長期保有か？

確認事項：平成 23 年 6 月 24 日実施のファイナンスにおいて、当該事項が必要なケースは発生しませんでした。

(ス) 不適当合併等に認定されないか？

確認事項：平成 23 年 6 月 24 日実施のファイナンスにおいて、当該事項が必要なケースは発生しませんでした。

●平成 23 年 12 月 28 日実施予定分

(ア) 割当先や買収相手先の選定基準を満たしているか？

確認事項：割当先選定基準及び買収相手先選定基準を全て満たしているか否かの確認を実施し、基準を全て満たすまでは、取締役会の議案としない姿勢で実施しました。

実施結果：選定基準を運用し、確認者と確認書等の提出物チェック者を分けることで、抜け漏れや基準未達がないようにするなど、取締役相互間のチェック機能や相互監視機能の強化が図れたと考えます。

(イ) 割当先や買収相手先より、当社が要求する資料等の提供を受けたか？不備はないか？

確認事項：割当先や買収相手先から提供を受けるべき書類（確認書、誓約書、資産状況を示す資料等）を提供頂ける様、割当先や買収相手先へ説明し、各種必要書類（後述の割当先選定基準の記載を参照）を受領しました。

実施結果：割当先や買収相手先に応じて提供頂く書類を柔軟に追加し、提出資料に不備はなく、属性をより客観的に理解することが可能になったと考えます。

(ウ) 割当先は当社の経営に介入する意図を持っていないか？

確認事項：全割当先より、当社への投資方針に関する確認書を受領し確認しました。

実施結果：全割当先の当社の経営の継続性に対する担保を確認することできたと考えます。当該事項を確認する

ことは、全割当先が当社の経営方針や経営計画を十分に理解した証拠であると考えております。

(エ) 割当先や買収相手先及び全常勤取締役との面談は終了したか？

確認事項：割当先や買収相手先との交渉過程において、当社の全常勤取締役3名との面談を必須とし、当社常勤取締役が、割当先や買収相手先として相応か否かを各取締役が取締役会に対して口頭で報告する体制としました。実施結果：複数の目で多方向から割当先や買収相手先をチェックすることにより、相応でない相手を選択するリスクを最小限にしたと考えます。

(オ) 全常勤取締役との面談後、懸念点等は存在しないか？

確認事項：上記の当社常勤取締役との面談後、報告を口頭又は書面にてもらい、懸念等ない旨を確認しました。実施結果：複数の目で多方向から割当先や買収相手先をチェックすることにより、相応でない相手を選択するリスクを最小限にしたと考えます。

(カ) 第三者調査機関より、割当先や買収相手先の属性等に関する調査報告書の提供を受けたか？

確認事項：第三者調査機関である株式会社企業情報センターの調査報告書に加え、警察及び暴追センターへの照会も実施し、民間企業としてできる限りのチェックを行いました。また、調査範囲を、割当先や買収相手先のみではなく、フィナンシャル・アドバイザーや割当先が関係する会社等まで広げて反社会的勢力として氏名や社名がないことを確認し、単一的な調査のみにより発生しうる漏れ等のリスクを最小限にできたと考えます。

(キ) リスク管理は適切に行われているか？

確認事項：失権リスク、増資実施までの資金リスクや増資後の債務超過を解消できないリスクをヘッジする施策（具体的には、資産状況を確認する方法、滞納未払金の減免やリスケジュール、新株式の発行のみでは債務超過を解消できないリスクが顕在化する場合に備えて新株予約権の発行等を検討するなど）を行いました。実施結果：リスクが顕在化する場合、取るべき施策やその優先順位を予め準備することにより、より戦略的な経営が可能になりました。

(ク) 契約書は、顧問弁護士によりチェックを受けたか？

確認事項：新株予約権の発行を考えていた時期もあり、買受契約書の締結準備を進めておりましたが、買受契約書は過去に使用した契約書を雛形として作成したものであり、当該雛形は過去にリーガルチェックを受けておりました。最終的には、新株予約権は発行しないため、平成23年12月28日実施予定のファイナンスにおいて、当該事項が必要なケースは発生しませんでした。

(ケ) 株式等財産の評価は、第三者機関により算定されたか？

確認事項：買収を検討していた時期もありましたので、当該時期においては、第三者機関である公認会計士・税理士事務所に依頼して株価算定を行いました。

実施結果：第三者機関により算定させることで、より客観的で適切な株価算定が算定することができたと考えます。また、第三者機関によって、株価算定の前工程であるデューデリジェンスを実施してもらうことにより、より戦略的な株価算定が可能になりました。

(コ) 買収の場合、買収相手先の中長期事業計画を取得しているか？

確認事項：買収を検討していた時期もありましたが、当該時期においては、両社のビジネスモデルの内、シナジー効果の創出を図ることが可能な領域を中心に、両社の統合した中長期事業計画を作成する予定でしたが、最終的には買収が不調に終わったため、実現はされませんでした。

(サ) 株式交換やM&A等の場合、株式割当先は反社会的勢力と一切関係がないか？

確認事項：平成23年12月28日実施予定のファイナンスにおいて、当該事項が必要なケースは発生しませんでした。

(シ) 株式交換やM&A等の場合、株式割当先の保有方針は中長期保有か？

確認事項：平成23年12月28日実施予定のファイナンスにおいて、当該事項が必要なケースは発生しませんでした。

(ス) 不適当合併等に認定されないか？

確認事項：平成23年12月28日実施予定のファイナンスにおいて、当該事項が必要なケースは発生しませんでした。

当社は、取締役会の活性化を目的に、改善報告書を提出して以降、ファイナンス及びM&Aを実施する際は、上記の経営判断基準及び割当先や買収相手先から取得した書類をベースに、取締役会において建設的かつ積極的な議論を行い、当該目的は達成されたと考えます。

反社会的勢力等に該当しないか否かのチェックに関しましては、当初、第三者調査機関である株式会社企業情報センターを通じて調査を行い、調査報告のみでの判断を行ってきましたが、平成23年12月28日実施予定のファイナンスにおいては、警察や暴追センター等へ照会も実施しセカンド・オピニオンを取得する様にし、万全の体制を取る様にしました。この体制によりリスクの最小化が図れると考えますので、今後のファイナンスやM&Aの際にも、セカンド・オピニオンを取得することをルール化いたします。また、割当先や買収相手先選定基準を全て満たしていないと、取締役会議案としないルールとしておりましたが、割当先や買収相手先の状況、当社の状況、当社を取り巻くミクロ・マクロ的状況等により、より柔軟な体制も必要と認識しており、今後はケース・バイ・ケースによって判断する体制を構築してまいります。

② ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の整備

当社は、平成23年5月13日付けにて、割当先の選定基準を以下の通り整備し、平成23年6月24日実施のファイナンスより運用を開始しております。当社は、割当先が、割当先選定基準を満たさない場合、当該割当先を選定しないルールを徹底し、当社企業価値の向上に結び付く割当先の選定を行って参ります。

<割当先選定基準>

●平成23年6月24日実施分（当該増資において、買収は該当なし）

(ア) 当社の経営方針・経営計画に対する明確かつ十分な理解をいただけたか？

確認事項：山田至人氏（以下「山田氏」という）は当事当社取締役であったので、経営方針や経営計画を理解していましたが、田中克治氏（以下「田中氏」という）は社外の人であるため、当社の代表取締役より事業計画書をベースに説明し、理解していただきました。

実施結果：割当先が当社へ出資するリスクやリターンを予め予測した上で投資判断をしていただける様になりました。

(イ) 当社経営の継続性が確保されるか？

確認事項：田中氏より、投資目的に関する確約書を受領し、当社への経営へ介入する意図はない旨を確認しました。山田氏より、投資目的に関する確約書を受領し、取締役として参画する旨を確認しました。

実施結果：田中氏の当社の経営の継続性に対する担保を確認したことできたと考えます。当該事項を確認することは、田中氏が当社の経営方針や経営計画を十分に理解した証拠であると考えております。

(ウ) 割当先の投資意図・投資方針が当社経営方針等に沿っているか？

確認事項：山田氏及び田中氏から、当社への「投資目的に関する確認書」を受領し確認しました。

実施結果：割当先の当社の経営継続性に対する担保を確認することできたと考えます。当該事項を確認することは、田中氏が当社の経営方針や経営計画を十分に理解した証拠であると考えております。

(エ) 高い遵法意識を有しているか？

確認事項：山田氏及び田中氏から、当社への「コンプライアンスに関する確認書」を受領し確認しました。

実施結果：当社のステークホルダーとなる割当先の法令に対する姿勢を確認できたと考えます。

(オ) 当社と直接の緊密な連絡体制を構築いただけたか？

確認事項：当社全常勤役員との面談を実施し、提出物等の依頼にも都度対応いただいた上で、交渉記録を残しています。

実施結果：山田氏及び田中氏の属性をより深く理解することが可能になったと考えます。

(カ) 払込に必要十分な資金を有していることが確認できたか？

確認事項：山田氏及び田中氏の預貯金口座の6ヶ月間のコピーや証券口座等のコピーを受領し確認しました。払込金額を上回る財産状況を確認しました。

実施結果：山田氏及び田中氏の払込の確実性をより客観的に計れ、かつ中長期の保有方針の根拠を合理的に計れたと考えます。

(キ) 反社会的勢力との一切の関わりがないか？

確認事項：山田氏及び田中氏の反社会的勢力との関わりをチェックする為、第三者調査機関である株式会社企業情報センターからの報告書を受領し、各割当先より「表明書及び保証書」を提出いただきました。

実施結果：第三者調査機関である株式会社企業情報センターによる確認と本人による表明書及び証書受領により、反社会的勢力と関係にある者を割当先として選定しうるリスクを最小限にしたと考えます。

(ク) 割当先の株主構成及びグループ会社構成等の法的根拠資料をいただけたか？

確認事項：平成23年6月24日実施のファイナンスにおいては、当該事項が必要なケースは発生しませんでした。

(ケ) 割当先は、割当日より2年間の間に、株式譲渡した場合、その旨を遅延なく報告することを確約しているか？

確認事項：山田氏及び田中氏より当社に対し、株式の全部又は一部を譲渡した場合には当社に報告することが記載されている「確約書」を受領し確認しました。

実施結果：山田氏及び田中氏に対して、引受後のルール遵守を徹底してもらうことが可能と考えます。

(コ) 割当先は、当社株式の保有方針に関して、中期以上の保有方針である旨を確約しているか？

確認事項：山田氏及び田中氏より当社に対し、中長期(最低限1年)の保有方針が記載された「保有方針に関する確約書」を受領し確認しました。

実施結果：山田氏及び田中氏に保有期間の方針を理解していただけたと考えます。併せて、払い込み資金以上の資金を保有していることを確認し、中長期の保有に耐えうる資産状況であることを確認しました。

(サ) 割当先の経営陣と当社の全常勤取締役との面談は終了したか？

確認事項：割当先と全常勤取締役との面談は終了しており、交渉記録にも記載しています。

実施結果：複数の目で多方向より、割当先をチェックすることにより、相応でない相手を選択するリスクを最小

限にしたと考えます。

(シ) 割当先は、資金の出所を証明する書類の必要性を十分理解して積極的に提供してくれたか？

確認事項：山田氏からは所得税申告書のコピー、田中氏からは本人及び家族名義の預貯金口座の6ヶ月間のコピーを受領しました。

実施結果：割当先の資金が自己資金である旨及び払込の確実性を確認できました。

(ス) 割当先の選定にあたり、反社会性に関する調査を行い、疑義がないことを確認したか？

確認事項：各割当先の反社会的勢力との関わりをチェックする為、第三者調査機関からの報告書を受領し、疑義がないことを確認しました。

実施結果：第三者調査機関へ調査を依頼することにより、客観的に、過去の反社会歴や犯罪歴として該当事項がない旨を確認でき、反社会的勢力に関係のある者を割当先の選定しうるリスクを最小限にしたと考えます。

(セ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、その報酬等は妥当か？

確認事項：フィナンシャル・アドバイザーとコンサルティング委託契約を締結し、双方合意の報酬を決定しました。フィナンシャル・アドバイザーからは、紹介を受け、当社の資金ショートを回避できる資金調達が可能になったことから、その報酬は妥当と判断しております。

(ソ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、当該フィナンシャル・アドバイザーや紹介者と割当先との関係は理解しているか？

確認事項：フィナンシャル・アドバイザーから都度割当先との関係について説明を受けたことにより理解しています。その結果、短い期間では判断しづらい割当先の信頼度等も、フィナンシャル・アドバイザーからヒアリングすることが可能であり、より割当先の属性を理解することができたと考えます。

上記（ア）から（ソ）のチェック状況は以下の通りとなります。

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ
山田至人	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
田中克治	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○

●平成23年12月28日実施予定分

(ア) 当社の経営方針・経営計画に対する明確かつ十分な理解をいただけたか？

確認事項：当社の代表取締役より事業計画書をベースに説明し、理解していただきました。

実施結果：当初、割当予定先にM&Aを含む事業計画を説明しましたが、10月初旬事業計画の見直しにより、中古パソコン事業、クラウド事業及びゼンド事業を主体とした事業計画に変更になり、M&Aを中止としたため、割当予定先から一社と一名が外れることになりましたが、逆にM&Aに懸念を示し引受を保留にしておりました割当予定先に受けさせていただくことになりました。都度各割当先に状況を説明し、間違いのない情報を提供したことで、結果的に割当先が当社へ出資するリスクやリターンを予め予測した上で投資判断をしていただける様になりました。

その内、福井義高氏と齊藤孝氏に関しては、以下のような経緯がありました。

①福井義高（以下「福井氏」という）

当社は、平成23年8月下旬に福井氏に当社の事業計画、資金計画及び当時進行していたM&Aの計画を説明し、当面の運転資金について借り入れることを交渉し、協議の結果、平成23年9月1日及び8日に各5百万円で合計10百万円を借り入れ、金銭消費貸借契約を締結しました。借り入れるに際し、当社はある会社を買収するに伴い、当該買収資金を別途投資家より約1億円借り入れる計画であり、当該借入資金が平成23年10月末までに当社に入

金され、当該資金にて買収を行い、被買収企業の株主は売却により得た資金にて、当社の増資へ応じる予定であり、その資金で返済する予定で福井氏と返済に関して交渉する中で、キャッシュ・ポジションの改善は当社の経営課題であるので、平成 23 年 10 月頭、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による返済を提案し、福井氏より応諾いただきました。その後、平成 23 年 10 月初旬に当該 M&A は不調に終わったので、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）を一旦白紙に戻しました。当社は、再度福井氏と返済に関する交渉を行う中、福井氏に今回の第三者割当による新株式発行に当たり、平成 23 年 12 月 28 日に現金にて引受けを依頼し、当該資金により返済をお願いしたいと依頼しましたが、福井氏に応諾が得られませんでした。また、当社は、当社の前取締役であった山田と本年 10 月初旬以降交渉を行い山田から資金を調達し、返済を行うことを検討しましたが、当該返済資金のための貸付に応じてもらうことができず、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による返済しか手段がなくなりました。結果として、当社は、当社が運転資金に窮する時期に貸していただいた福井氏との関係を悪化させないためにも、福井氏と協議し、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）に応じていただくことになりました。

②齊藤孝（以下「齊藤氏」という）

当社は、平成 23 年 8 月下旬に齊藤氏に当社の事業計画、資金計画及び當時進行していた M&A の計画を説明し、M&A 資金について借り入れることを交渉し、協議の結果、平成 23 年 9 月 22 日に 10 百万円を借入れ、金銭消費貸借契約を締結しました。借入れるに際し、当社はある会社を買収するに伴い、当該買収資金を別途投資家より約 1 億円借入れる計画であり、当該資金にて買収を行い、被買収企業の株主は売却により得た資金にて、当社の増資へ応じる予定であり、その資金で返済する予定で齊藤氏と返済に関して交渉する中で、キャッシュ・ポジションの改善は当社の経営課題であるので、平成 23 年 10 月頭、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による返済を提案し、齊藤氏より応諾いただきました。その後、平成 23 年 10 月初旬に当該 M&A は不調に終わったので、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）を一旦白紙に戻しました。齊藤氏からは当該借入金について、M&A 資金としてではなく、運転資金として充当することの了承をもらいました。当社は、再度、齊藤氏と返済に関する交渉を行う中、齊藤氏に今回の第三者割当による新株式発行に当たり、平成 23 年 12 月 28 日に現金にて引受けを依頼し、当該資金により返済をお願いしたいと依頼しましたが、齊藤氏に応諾が得られませんでした。また、当社は、当社の前取締役であった山田と本年 10 月初旬以降交渉を行い山田から資金を調達し、返済を行うことを検討しましたが、当該返済資金のために貸付に応じてもらうことができず、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による返済しか手段がなくなりました。結果として、当社は、当社が運転資金に窮する時期に貸していただいた齊藤氏との関係を悪化させないためにも、齊藤氏と協議し、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）に応じていただくことになりました

（イ） 当社経営の継続性が確保されるか？

確認事項：全割当先より、「投資目的に関する確約書」を受領し、当社への経営へ介入する意図はない旨を確認しました。その中で、山田氏は当社の前取締役であったため、平成 23 年 6 月 24 日実施のファイナンスにおいては、取締役として参画する旨がありましたが、平成 23 年 12 月 28 日実施予定のファイナンスにおいては、当社への経営へ介入する意図はない旨を別途確認しました。また、当社へ経営を委ねていただくことを条件にて、当社のフィナンシャル・アドバイザーへ割当先候補を紹介していただけるよう依頼をしておりました。

実施結果：全割当先の当社の経営の継続性に対する担保を確認することできたと考えます。当該事項を確認することは、割当先が当社の経営方針や経営計画を十分に理解した証拠であると考えております。

（ウ） 割当先の投資意図・投資方針が当社経営方針等に沿っているか？

確認事項：各割当先より、当社への「投資目的に関する確認書」を受領し確認しました。また、当社の経営方針や事業計画をご理解いただき、当社へ経営を委ねていただくことを条件にて、当社のフィナンシャル・アドバイザーへ割当先候補を紹介していただけるよう依頼をしておりました。

実施結果：全割当先の当社の経営の継続性に対する担保を確認することできたと考えます。当該事項を確認することは、割当先が当社の経営方針や経営計画を十分に理解した証拠であると考えております。

(エ) 高い遵法意識を有しているか？

確認事項：全割当先より、当社への「コンプライアンスに関する確認書」を受領し確認しました。

実施結果：当社のステークホルダーとなる割当先の法令に対する姿勢を全割当先から確認できたと考えます。

(オ) 当社と直接の緊密な連絡体制を構築いただけたか？

確認事項：当社全常勤役員3名との面談を全割当先と実施し、各割当先に以下に記載する提出物等の依頼にも都度対応いただいた上で、交渉記録を残しています。

- ・ 割当先が個人の場合は、住民票の写しを受領（木下文信氏（以下「木下氏」という）からは同氏が経営する企業の財務諸表も受領）
- ・ 割当先が企業であるアーク株式会社（以下「アーク社」という）からは財務諸表を受領
- ・ 全割当先から、当社の指定する帳票「確約書（割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づくもの）」「資金の出所に関する確約書」「コンプライアンスに関する確約書」「投資目的等に関する確約書」「表明書及び保証書」「保有方針に関する確約書」
- ・ 後述の（カ）に記載する各割当先の資産状況を証明する提出物

実施結果：割当先の属性をより深く理解することが可能になったと考えます。

(カ) 払込に必要十分な資金を有していることが確認できたか？

確認事項：全割当先から以下の通り預貯金口座の6ヶ月間のコピーや証券口座等のコピーを受領し確認しました。

実施結果：割当先の払込の確実性をより客観的に計れたと考えます。

- ・ 山田氏：投資信託残高のコピーと当社取締役による手許現金の確認
- ・ 福井氏：預金通帳のコピー及び福井氏が経営する会社の財務諸表
- ・ 加藤信子（以下「加藤氏」という）：預金通帳、貯金通帳、定期預金、定額貯金及び個人年金のコピー
- ・ 中山隆之（以下「中山氏」という）：証券口座残高、投資信託残高、預金通帳及び定期預金のコピーと当社取締役による手許現金の確認
- ・ 木下氏：預金通帳のコピー及び木下氏が経営する会社の財務諸表
- ・ 齊藤氏：預金通帳のコピー
- ・ 中武賢臣（以下「中武氏」という）：義父より贈与された旨の贈与契約書と中武氏の預金通帳のコピー
- ・ アーク社：株式会社トマト銀行との金銭消費貸借契約書及び株式会社日本政策金融公庫からの特別貸付に関する書類を確認し、預金通帳のコピーを取得。あわせて、株式会社トマト銀行並びに株式会社日本政策金融公庫からの貸付による資金を今回の払込資金とすることについて、アーク社から株式会社トマト銀行及び株式会社日本政策金融公庫の了承を得ていることを確認

(キ) 反社会的勢力との一切の関わりがないか？

確認事項：各割当先の反社会的勢力との関わりをチェックする為、第三者調査機関である株式会社企業情報センターからの報告書を受領すると共に、警察署への照会と暴追都民センターでも確認いただいた上で、各割当先より「表明書及び保証書」を提出いただきました。株式会社企業情報センターの調査報告書に加え、警察及び暴追センターへの照会も実施し、ダブルチェックを行いました。

実施結果：株式会社企業情報センターによる確認だけでなく、警察署への照会と暴追都民センターでも確認いただいた上、本人による表明書や保証書受領により発生しうるリスクを最小限にしたと考えます。

(ク) 割当先の株主構成及びグループ会社構成等の法的根拠資料をいただけたか？

確認事項：アーク社から登記簿及び税務申告書を提出していただきました。

実施結果：客観的な資料に基づき、株主や役員構成を正確に把握できたと考えます。

(ケ) 割当先は、割当日より2年間の間に、株式譲渡した場合、その旨を遅延なく報告することを確約しているか？

確認事項：全割当先より当社に対し、株式の全部又は一部を譲渡した場合には当社に報告することが記載されている「確約書」を受領し確認しました。

実施結果：割当先に対して、引受後のルール遵守を徹底してもらうことが可能と考えます。

(コ) 割当先は、当社株式の保有方針に関して、中期以上の保有方針である旨を確約しているか？

確認事項：各割当先より当社に対し、中長期（最低限1年）の保有方針が記載された「保有方針に関する確約書」を受領し確認しました。

実施結果：全割当先から、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとしています。また、全割当先の投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、全割当先より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しない旨の確認書を受領し確認しております。また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の範囲に供されることにつき確認書を受領しております。

あわせて、全割当先から前述の（オ）に記載したように、中長期の保有に耐えうる資産状況であることを確認しました。

(サ) 割当先の経営陣と当社の全常勤取締役との面談は終了したか？

確認事項：全割当先と全常勤取締役3名との面談は終了しており、交渉記録にも記載しています。

実施結果：複数の目で多方向より、割当先をチェックすることにより、相応でない相手を選択するリスクを最小限にしたと考えます。

(シ) 割当先は、資金の出所を証明する書類の必要性を十分理解して積極的に提供してくれたか？

確認事項：各割当先から前述の（カ）に記載した内容のものを受領しました。

実施結果：割当先の資金の出所及び払込の確実性を確認できました。

(ス) 割当先の選定にあたり、反社会性に関する調査を行い、疑義がないことを確認したか？

確認事項：各割当先の反社会的勢力との関わりをチェックする為、第三者調査機関である株式会社企業情報センターからの報告書を受領すると共に、警察署への照会と暴追都民センターでも確認し、疑義がないことを確認しました。

実施結果：株式会社企業情報センターによる確認だけでなく、警察署への照会と暴追都民センターでも確認いただいた上、本人による表明書や保証書受領により発生しうるリスクを最小限にしたと考えます。

(セ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、その報酬等は妥当か？

確認事項：フィナンシャル・アドバイザーとコンサルティング委託契約を締結し、双方合意の報酬を決定しました。フィナンシャル・アドバイザーからは割当先の紹介を受け、当社の企業価値向上を目的とした資金調達が可能になったことから、その報酬は妥当と判断しております。

(ソ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、当該フィナンシャル・アドバイザーや紹介者と割当先との関係は理解しているか？

確認事項：フィナンシャル・アドバイザーから都度割当先との関係について説明を受けたことにより理解してい

ます。その結果、短い期間では判断しづらい割当先の信頼度等も、フィナンシャル・アドバイザーからヒアリングすることができあり、より割当先の属性を理解することができたと考えます。

上記（ア）から（ソ）のチェック状況は以下の通りとなります。

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ
山田至人	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
福井義隆	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
加藤信子	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
中山隆之	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
木下文信	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
齊藤孝	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
中武賢臣	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
アーク株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ （ク）列は法人のみのチェック項目であるため、個人が割当先の場合は該当しません。

当社は、第三者割当増資の割当先の選定において、割当先に対して当社の割当先選定基準を明確化すると同時に、割当先の投資意図・投資方針を確実に把握することで、全てのステークホルダーに意義のある当社企業価値の向上に結び付く割当先の選定を行うことを目的として、割当先選定基準を制定した結果、当社を理解して頂き、割当先を深く理解した上で選定することができ、当該目的は達成されたと考えます。

反社会的勢力等に該当しないか否かのチェックに関しましては、当初、第三者調査機関である株式会社企業情報センターを通じて調査を行い、調査報告のみでの判断を行ってきましたが、平成 23 年 12 月 28 日実施予定のファイナンスにおいては、警察や暴追センター等へ照会も実施しセカンド・オピニオンを取得する様にし、万全の体制を取る様にしました。この体制によりリスクの最小化が図れる考えますので、今後のファイナンスや M&A の際にも、セカンド・オピニオンを取得することをルール化いたします。また、割当先や買収相手先選定基準を全て満たしていないと、取締役会議案としないルールとしておりましたが、割当先や買収相手先の状況、当社の状況、当社を取り巻くミクロ・マクロ的状況等により、より柔軟な体制も必要と認識しており、今後はケース・バイ・ケースによって判断する体制を構築してまいります。

③ M&A 等の資本政策関連業務に対する経営判断基準の整備

当社は、平成 23 年 5 月 13 日付けにて、買収相手先の選定基準を以下の通り整備し、運用を開始しております。当社は、買収相手先が、買収相手先選定基準を満たさない場合、当該買収相手先を選定しないルールを徹底し、当社企業価値の向上に結び付く買収相手先の選定を行って参ります。

<買収相手先選定基準>

●平成 23 年 6 月 24 日実施分において買収はなかった為、平成 23 年 12 月 28 日実施予定分のみ該当（但し、最終的には中止）

(ア) 当社の事業計画に沿っているか？

確認事項：買収相手先の事業を把握した上で事業シナジーを確認し、当社の事業計画に沿っていると判断しました。当社の事業計画において、クラウド関連事業を行うこととしています。クラウド関連事業においては、エンターナメントへ提供するソリューションも重要であるため、当該買収予定であった会社はソリューションのノウハウを保有していました。

実施結果：当社と買収相手先とのシナジー効果を検討する中で、当社が買収を実施する意味、リターンをより理解することができたと考えます。

(イ) 当社の経営ビジョン、経営目標、経営戦略等を明確かつ十分に理解いただけたか？

確認事項：代表取締役の佐藤から経営目標、経営戦略等を説明し理解いただけた。

実施結果：買収相手先の、買収後における当社での位置づけや役割等の理解に役立ったと考えます。

(ウ) 当社より過半数以上の取締役を受け入れることに同意していただけたか？

確認事項：過半数以上の取締役受け入れに関して同意していただいた。

実施結果：買収後における、子会社のガバナンス体制の確立及び親会社子会社間のコミュニケーションを円滑にする準備ができていたと考えます。

(エ) 高い遵法意識を有しているか？

確認事項：当社の「コンプライアンスに関する確約書」を提示し、内容を理解いただいた上で捺印提出いただく準備を進めておりました。（今回は不調に終わり提出直前で中止）

(オ) 当社と直接の緊密な連絡体制を構築いただけたか？

確認事項：継続的かつ緊密に会合を開催し連絡体制を構築し、交渉結果は交渉記録として記録を残しました。

実施結果：買収相手先の属性をより深く理解することが可能になったと考えます。

(カ) 当社に対しての十分で確実な投資リターン（収益やシナジー効果）の可能性を有しているか？

確認事項：経営成績も安定しており、また、事業シナジーも見込める為、確実な投資リターンを有していると判断しました。

実施結果：当社が買収を実施する意味、リターンをより理解することができたと考えます。

(キ) 反社会的勢力との一切の関わりがないか？

確認事項：第三者調査機関である株式会社企業情報センターの調査により疑義がない旨を確認しました。

実施結果：第三者調査機関である株式会社企業情報センターによる確認により、反社会的勢力と関係にある者と取引を行うリスクを最小限にしたと考えます。

(ク) 買収相手先の株主構成及びグループ会社構成等の法的根拠資料をいただけたか？

確認事項：口頭による確認と税務申告書等の資料や株主構成等の情報も取得しました。

実施結果：買収相手先の株主や役員構成を正確に把握できたと考えます。

(ケ) 売主は、買収相手先の財務諸表の適正性、遵法性、債務保証等がないこと等を表明保証しているか？

確認事項：財務諸表の適正性、遵法性、債務保証等がないこと等を表明している文言を契約書へ織り込む予定でいました（但し、買収は中止）。

(コ) 買収相手先のキーパーソンは、買収後も維持できるか？

確認事項：買収相手先の経営陣及び現経営スタッフは、引き続き取締役として業務執行予定であることに合意しました。

実施結果：買収後も買収前と変わらないオペレーションが可能であることを確認できました。

(サ) 買収相手先の強みや特徴は、買収後も維持できるか？

確認事項：買収相手先の経営陣及び経営スタッフは現状と変わりない為、現状の強みや特徴は維持できることを確認しました。

実施結果：買収後も買収前と変わらないオペレーションが可能であることを確認できただけでなく、双方の弱み

(買収相手先のIT対応力、当社の業種に特化したサービスの提供力)をカバーするシナジー効果も確認することができました。

(シ) 買収相手先の経営陣と当社の全常勤取締役との面談は終了したか？

確認事項：当社の全常勤取締役3名との面談は全て完了しました。

実施結果：全常勤取締役3名が、複数の目で多方向から買収相手先をチェックすることにより、相応でない相手を選択するリスクを最小限にしたと考えます。

(ス) 買収相手先の選定にあたり、反社会性に関する調査を行い、疑義がないことを確認したか？

確認事項：第三者調査機関である株式会社企業情報センターの調査により疑義がない旨を確認しました。

実施結果：第三者調査機関である株式会社企業情報センターによる確認により、反社会的勢力と関係にある者と取引を行うリスクを最小限にしたと考えます。

(セ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、その報酬等は妥当か？

確認事項：フィナンシャル・アドバイザーより紹介を頂きましたが、当社へ金銭的ペネフィットが存在しなかつたため、報酬ゼロにて合意しておりました。

(ソ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、当該フィナンシャル・アドバイザーや紹介者と買収相手先との関係は理解しているか？

確認事項：フィナンシャル・アドバイザーから買収相手先との関係について説明を受けたことにより理解しています。

実施結果：短い期間では判断しづらい買収相手先の信頼度等も、フィナンシャル・アドバイザーからヒアリングすることが可能であり、より買収相手先の属性を理解することができたと考えます。

現時点において、契約締結まで進んだM&A案件がないため、当該買収相手先選定基準において、特段の課題等はないものと判断し、今後も継続して運用してまいります。

④ 適時開示体制の改善・強化

当社は、適時開示体制の改善・強化を行うため、以下の施策を実施してまいりました。

(ア) 適時開示に対する当社役職員の意識向上

当社は、役職員の適時開示に対する意識・理解・知識を高めるため、当社のIR担当者及び経営企画管理本部長を講師として、月1回のペースで法定開示、適時開示及び内部統制等を中心とした社内研修会・勉強会を以下の通り実施しました。当該研修会・勉強会にて、使用した資料につきましては、その都度、社内の関係者に配布しており、今後質問がある場合には経営企画管理本部にて個別に質疑を受ける旨を伝えております。なお、改善報告書提出時においては、第2回目から5回目の勉強会においては、IR担当及び情報取扱責任者を講師予定としておりましたが、基礎レベルの勉強会であるため、情報取扱責任者の管理のもと、IR担当者を講師として実施いたしました。

改善状況報告書提出後、新入社員が入社する際、新入社員向けに、本勉強会にて使用したテキストを用いて、適時開示に対する基礎知識を指導していく予定です。

開催日	時間	参加者	講師	内容	テキスト
平成23年5月27日	約60分	常勤取締役・監査役 計4名 従業員計4名	IR担当者	当社の適時開示体制、適時開示規程、 適時開示業務フロー	改善報告書

				一を理解	
平成23年6月15日	約60分	常勤取締役・監査役 計4名 従業員計4名	IR担当者	適時開示制度の基礎知識を理解	「会社情報適時開示等に関する手引き」及び「タイムリー・ディスクロージャーの実務」
平成23年7月15日	約60分	常勤取締役・監査役 計4名 従業員計5名	IR担当者	適時開示制度の基礎知識を理解	「会社情報適時開示等に関する手引き」及び「タイムリー・ディスクロージャーの実務」
平成23年8月12日	約60分	常勤取締役・監査役 計4名 従業員計5名	IR担当者	法的開示制度の基礎知識を理解	「金融商品取引法におけるディスクロージャー制度」
平成23年9月15日	約60分	常勤取締役・監査役 計4名 従業員計4名	IR担当者	法的開示制度の基礎知識を理解。	「金融商品取引法におけるディスクロージャー制度」
平成23年10月14日	約60分	常勤取締役・監査役 計4名 従業員計4名	経営企画管理本部長	当社のコーポレートガバナンス体制について再認識	当社有価証券報告書のコーポレートガバナンスの状況等
平成23年11月15日	約60分	常勤取締役・監査役 計4名 従業員計4名	経営企画管理本部長	当社の内部統制体制について再認識	当社内部統制基本方針及び内部統制の評価シート

(イ) 適時開示体制の強化

当社は、適時開示体制の強化を図るべく、経営企画管理本部長を管掌する取締役を情報取扱責任者として任命しました。当該責任者の直下に当社以外の上場会社にてIR業務等の経験のある者を、IR担当として、両名にて適時開示業務を実施しております。更に、人的リソースに起因するリスクヘッジとして、別の常勤取締役が、情報取扱責任者及びIR担当者をサポートし、かつ適時開示体制を監視しています。

当社は、「改善報告書」提出後、「改善状況報告書」提出に至るまで、以下の適時開示を行いました。各適時開示に関しては、適時開示業務フローに従い、情報取扱責任者が窓口となって取り纏め、情報取扱責任者の指示・監督の下、IR担当者が適時開示チェックシートを作成し、タイムリーに適時開示を行いました。

将来、適時開示を担当する組織を拡充させるため、IR担当者の2名体制にし、ヒューマンリソース不足を解消し、適時開示体制の更なる強化を図ります。

開示年月日	表題	開示項目
-------	----	------

平成 23 年 6 月 7 日	本社移転のお知らせ	決定事実
平成 23 年 6 月 7 日	第三者割当による新株式発行（金銭出資及び現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に関するお知らせ	決定事実
平成 23 年 6 月 8 日	その他の関係会社、主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ	発生事実
平成 23 年 6 月 9 日	その他の関係会社、主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ（追加情報）	発生事実
平成 23 年 6 月 13 日	臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ	決定事実
平成 23 年 6 月 24 日	第三者割当による新株式発行の払込完了、並びに、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ	発生事実
平成 23 年 8 月 12 日	平成 23 年 12 月期第 2 四半期決算短信（日本基準）（連結）	決算
平成 23 年 8 月 12 日	営業外収益及び特別損失の計上、並びに、平成 23 年 12 月期第 2 四半期連結累計及び通期の連結業績予想の修正に関するお知らせ	決算、発生事実
平成 23 年 8 月 26 日	臨時株主総会の開催中止に関するお知らせ	決定事実
平成 23 年 8 月 29 日	民事訴訟の判決に関するお知らせ	発生事実
平成 23 年 9 月 21 日	民事訴訟の控訴に関するお知らせ	発生事実
平成 23 年 9 月 30 日	特別利益の計上に関するお知らせ	発生事実
平成 23 年 10 月 5 日	多額な資金の借入に関するお知らせ	決定事実
平成 23 年 10 月 12 日	借入金の期限前返済に関するお知らせ	決定事実
平成 23 年 11 月 4 日	定款の一部変更に関するお知らせ	決定事実
平成 23 年 11 月 4 日	臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会招集に関するお知らせ	決定事実
平成 23 年 11 月 11 日	営業外収益及び特別損失の計上、並びに、平成 23 年 12 月期通期の連結業績予想の修正に関するお知らせ	決算、発生事実
平成 23 年 11 月 11 日	平成 23 年 12 月期 第 3 四半期決算短信（日本基準）（連結）	決算
平成 23 年 11 月 14 日	取締役辞任に関するお知らせ	発生事実
平成 23 年 11 月 21 日	民事訴訟の控訴に関するお知らせ（追加情報）	発生事実
平成 23 年 11 月 24 日	第三者割当により発行される新株式（金銭出資及び現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の募集に関するお知らせ	決定事実
平成 23 年 11 月 24 日	中古パソコン事業の開始に関するお知らせ	決定事実
平成 23 年 11 月 24 日	定款の一部変更に関するお知らせ	決定事実
平成 23 年 11 月 24 日	臨時株主総会の付議議案に関するお知らせ	決定事実
平成 23 年 11 月 25 日	臨時株主総会の付議議案に関するお知らせ（追加情報）	決定事実
平成 23 年 11 月 25 日	役員の異動に関するお知らせ	決定事実

(ウ) 適時開示業務の標準化

当社は、適時開示業務を属人的な知識や経験の基づくものから、均一的な業務遂行ができる様、以下のステップにより、適時開示業務の標準化を行いました。

i) 適時開示規程の制定・運用

平成 23 年 5 月 13 日、適時開示規程を制定し運用を開始いたしました。当該適時開示規程は、第一回目の勉強会においてテキストとして使用され、当社の全常勤役員及び従業員へ共有されております。現時点においては発生しておりませんが、今後必要があれば適宜改訂してまいります。

ii) 適時開示業務フローの文書化

平成 23 年 5 月 13 日、適時開示の内容（決定事実、発生事実、決算関係）別に、適時開示業務フローを作成・文書化しました。当該業務フローは、第一回目の勉強会においてテキストとして使用され、当社の全常勤役員及び従業員へ共有されております。現時点においては発生しておりませんが、今後必要があれば適宜改訂してまいります。

iii) 適時開示報告書の運用

適時開示規程及び適時開示業務フローに基づき、適時開示のプロセスを管理するため、平成 23 年 5 月 13 日、適時開示報告書を導入し運用を開始しました。当該報告書は、第一回目の勉強会においてテキストとして使用され、当社の全常勤役員及び従業員へ共有されております。現時点においては発生しておりませんが、今後必要があれば適宜改訂してまいります。

iv) 適時開示チェックシートの運用

適時開示規程及び適時開示業務フローに基づき、適時開示のプロセスを管理するため、平成 23 年 5 月 13 日、適時開示チェックシートを導入し運用を開始しました。当該チェックシートは、第一回目の勉強会においてテキストとして使用され、当社の全常勤役員及び従業員へ共有されております。現時点においては発生しておりませんが、今後必要があれば適宜改訂してまいります。

v) 適時開示事項一覧の運用

適時開示業務の効率化を図るため、平成 23 年 5 月 13 日、適時開示事項一覧を作成し運用を開始しました。当該一覧表は、第一回目の勉強会においてテキストとして使用され、当社の全常勤役員及び従業員へ共有されております。現時点においては発生しておりませんが、今後必要があれば適宜改訂してまいります。

※ 別添の「開示事項報告書」及び「適時開示チェックシート」参照

現時点におきましては、適時開示規程、適時開示業務フロー、適時開示報告書及び適時開示チェックシートを用いた業務の標準化において、特段の課題等は見当たりませんので、このまま継続して運用してまいります。

5. 今後の当社の取り組み

当社いたしましては、当社が過去に行った不適切な適時開示を修正したことにより、当社株主、投資家並びに証券市場、上場取引所及び関係官庁等に対して、多大なる混乱を招きご迷惑をおかけしましたことを、真摯に反省するとともに、改めて深くお詫び申し上げます。

当社では、以上の通り、「改善報告書」を提出した以降、6 ヶ月間の取り組みを通じて、記載した改善及び再発防止策については予定通り実施され、その効果として役職員各一人一人の適時開示体制に対する意識の向上、並びに、知識のレベルアップが着実に図られていると認識しております。また、今後同様の事案の再発防止に向け、適時開示体制の更なる強化を目指して取り組みを継続してまいります。

当社は、引き続き当社が証券市場の一員としての責任を果たし、当社株主、投資家並びに証券市場、上場取引所及び関係官庁等の信頼を得られるよう、鋭意努力してしく所存です。

以上